

第百六十一号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、任命権者の定める上級の公務員の前で」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に、「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第六十八号）の施行を踏まえ、服務の宣誓に係る規定を改める必要がある。